

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（県税の課税免除）</p> <p>第2条 法第2条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあっては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域（法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、法第2条第2項の規定による主務大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から令和6年3月31までの間に当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項</u>の表の第1号の中欄若しくは<u>第45条第2項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第3項</u>の表の第1号の下欄若しくは<u>第45条第2項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業（下宿営業を除く。）を行う法人のうち、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を</p>	<p>（県税の課税免除）</p> <p>第2条 法第2条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあっては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域（法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、法第2条第2項の規定による主務大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から令和6年3月31までの間に当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項</u>の表の第1号の中欄若しくは<u>第45条第3項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第4項</u>の表の第1号の下欄若しくは<u>第45条第3項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業（下宿営業を除く。）を行う法人のうち、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項</u>第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000</p>

超え1億円以下であるものにあっては1,000万円、資本金の額等が1億円を超えるものにあっては2,000万円)以上のもの(以下「設備」という。)の取得等(資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。)をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超えて、かつ、2分の1以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。

(1)～(4) [略]

万円を超えるものにあっては1,000万円、資本金の額等が1億円を超えるものにあっては2,000万円)以上のもの(以下「設備」という。)の取得等(資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。)をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超えて、かつ、2分の1以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。

(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。